

# 京都府の衰弱野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性事例 (野鳥国内 16 例目) の野鳥監視重点区域の解除について

令和4年2月25日(金)

<京都府同時発表>

京都府京都市の衰弱野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出(野鳥国内 16 例目)を受け、令和4年1月31日(月)に野鳥監視重点区域を指定し、野鳥監視を強化してきたところですが、その後、当該区域内において野鳥の大量死等の異常は確認されなかったため、同年2月24日(木)24時に当該区域を解除しました。

## 1. 経緯

- 1月27日(木) ・ 京都府京都市でノスリ1羽の衰弱個体を回収(2月2日(水)死亡)
- 1月31日(月) ・ 国立環境研究所で遺伝子検査を実施した結果、A型鳥インフルエンザウイルス遺伝子の陽性反応  
・ 回収地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化
- 2月1日(火) ・ 国立環境研究所で病原性の確認検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5亜型)を検出
- 2月1日(火) ・ 京都府が野鳥緊急調査を実施  
～3日(木)
- 2月15日(火) ・ 鳥取大学でウイルス分離検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N1亜型)を検出
- 2月24日(木)24時 ・ 野鳥において異常が確認されなかったことから、当該野鳥監視重点区域を解除(※)

※ 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、野鳥監視重点区域は、以下を1日目として28日目の24時に解除することとしています。

- － 野鳥及び飼養鳥の場合は、回収日の次の日を1日目とする
- － 家きんの場合は、防疫措置完了日の次の日を1日目とする
- － 環境試料(糞便、水等)の場合は、採取日の次の日を1日目とする

## 2. 今後の対応

野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは、令和3年11月11日付けで最高レベルの「対応レベル3」に引き上げており、全国での野鳥の監視強化を継続します。

### 【参考情報】

環境省ホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

([http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/index.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html))

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」

([http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/manual/pref\\_0809.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html))

環境省自然環境局野生生物課  
鳥獣保護管理室

代 表 03-3581-3351

直 通 03-5521-8285

室 長 東岡 礼治 (内線 6470)

係 長 福田 真 (内線 6670)

担 当 安藤 滉一 (内線 6478)